

令和4年度高知県水道広域化推進プラン策定委託業務  
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和4年度高知県水道広域化推進プラン策定委託業務(施設統合に係る効果試算)

(2) 事業の目的

本業務は、「「水道広域化推進プラン」の策定について」(平成31年1月25日付けで総財営第85号、生食発第0125第4号 総務省自治財政局長及び厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)の要請を受けて昨年11月に策定した「高知県水道広域化推進プラン」に基づいて、更なる広域化によるコスト削減を目標に、施設統合の可能性のあるエリアを抽出・選定し、当該エリアの人口の将来予測や現状等を踏まえたシミュレーションを行うとともに課題や対応策等を整理することで、関係市町村間での具体的な議論ができる環境を整えることを目的とします。

(3) 事業内容

別添「令和4年度高知県水道広域化推進プラン策定委託業務提案依頼書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年1月13日まで

2 見積限度額

12,100千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「水道広域化推進プラン策定委託業務プロポーザル審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下、「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下、「候補者」という。)と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。7日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行

うこととなります。

## 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

なお、共同企業体(複数の事業者が共同連帯して委託業務を実施する事業体)の場合は、すべての構成員が(1)から(7)までの要件を満たすことが必要です。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(もしくは契約締結時までに登録が予定されている)者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (7) 都道府県またはこれらに準ずる水道企業団が発注した本業務に類似する業務(都道府県水道整備基本構想、都道府県水道ビジョン、水道事業の広域化・連携、水道事業の経営健全化・経営戦略、水道事業のアセットマネジメント、都道府県水道広域化推進プラン等)で、平成10年4月1日以降に業務が完了したものについての実績を有する者であること。

## 6 応募形態による留意事項

共同企業体で応募するときは、以下の事項に留意してください。

- (1) 事業者間で共同企業体に関する協定書を締結していることが必要です。高知県との委託契約の締結までに、共同企業体の結成に関する協定書又はこれに準ずる書類(写し可)を1部提出してください。
- (2) 共同企業体の適切な名称を設定のうえ、代表者を選任してください。
- (3) 代表構成員及びその他構成員は、連帯してその責任を負うものとします。
- (4) 代表構成員及びその他構成員は、同時に2つ以上の共同企業体の構成員となることまたは単独での応募はできません。

## 7 説明会

日時:令和4年3月28日(月)午後1時から

場所:高知県庁本町ビル2階会議室

(高知市本町5丁目2番17号)

参加希望者は、別紙様式1「説明会参加申込書」により令和4年3月25日(金)午後5時までにFAXまたは電子メールでお申し込みください。

なお、会場の都合により1参加者当たり2名までの参加とします。

## 8 質疑と回答

質疑は令和4年4月1日(金)までに別紙様式2により持参、郵送(書留郵便又は

配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

## 9 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書(別紙様式3)に資格要件の確認書類を添えて申込みをしてください。申込みに当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
3	参加申込書	A4縦	1部
4	法人概要書	A4縦	1部
	会社資料(会社案内など)	自由	任意

### (1) 参加申込書

#### ① 提出方法

持参又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)

#### ② 提出期限

令和4年4月13日(水)午後5時(必着)

#### ③ 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20  
高知県 総務部 市町村振興課 TEL088-823-9315

### (2) 資格要件の確認

高知県総務部市町村振興課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和4年4月15日(金)までに申込者へ電子メールにて通知します。

### (3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

## 10 企画提案書の作成

別途定める「企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

## 11 審査

別途定める「審査要領」に基づき実施します。

## 12 審査結果

審査結果は、令和4年5月10日(火)までに、全ての参加者に文書で通知します。  
なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

## 13 日程

令和4年3月22日(火)	募集開始
令和4年3月28日(月)	説明会
令和4年4月13日(水)	参加申込及び資格確認書類提出締切り
令和4年4月21日(木)	企画提案書の提出締切り
令和4年4月28日(木)	審査委員会(プレゼンテーション) ※予定
令和4年5月10日(火)	審査結果通知 ※予定

## 14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式5により提出してください。

開示・非開示の判断は様式5に基づき行うものではなく、様式5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

## 15 問合せ先

高知県 総務部 市町村振興課

担当者 三木、瀬戸

TEL 088-823-9315 FAX 088-823-9767

16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
  - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
  - ② 審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ③ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (4) 令和4年度高知県一般会計予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件手続きについて停止等を行うことがあります。